

# 戸籍証明等請求書 (請求にあたっては裏面の申請上の注意をご覧ください。)

年 月 日

笠岡市長あて

① どちらの戸籍の証明が必要ですか。 ※本籍が笠岡市以外の場合は当市では取得できません。  
 ※本籍及び筆頭者氏名の記入がない場合発行できません。

本籍	岡山県笠岡市
筆頭者氏名 (戸籍の最初に名前が載っている方)	

② どの証明が何通必要ですか。

戸籍	全部事項証明 (謄本)	450円	通
	一部事項証明 (抄本)	450円	通
除籍	全部事項証明・謄本	750円	通
	一部事項証明・抄本	750円	通
改製原戸籍 (昭和)	謄本	750円	通
	抄本	750円	通
改製原戸籍 (平成)	謄本	750円	通
	抄本	750円	通
戸籍の附票	全部事項証明	300円	通
	一部事項証明	300円	通
必要な項目がある場合は☑をしてください。			
☐本籍・筆頭者 ☐在外選挙人名簿登録			
戸籍の附票保存年限経過証明書		300円	通
受理証明書 ( )		350円	通
		1400円	通
記載事項証明書 ( ) 届書		350円	通
	戸籍	350円	通
身分証明書(請求できる方は本人のみです)		300円	通

どなたの証明が必要ですか。  
 名前を書いてください。

( 明・大・昭・平・令 年 月 日生 )

特に確認しなければいけない事項がありますか？

☐ ( ) の  
 明・大・昭・平・令 年 月 日生  
 出生～死亡までの謄本各 \_\_\_\_ 通

☐ ( ) の  
 明・大・昭・平・令 年 月 日生  
 死亡記載がある謄本各 \_\_\_\_ 通

☐ その他 (具体的にお書きください。)

③ 窓口に来た人はどなたですか。

☐請求者本人 ☐代理人・使者	住所	電話番号 ( )
	フリガナ 氏名	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

★あなたが代理人、使者の場合、委任状等の権限確認書類が必要になります。

④ 請求者本人は ☐ この戸籍に名前のある人  
 ☐ この戸籍に名前のある人の夫・妻・子・孫・父・母・祖父・祖母  
 ☐ その他の人 (請求理由を詳細に記載してください。)

請求の理由	☐権利行使又は義務履行のため ☐国又は地方公共団体の機関に提出 ☐その他 【ここに請求理由を詳細に記載してください】
-------	---

## 【職員記入欄】

\* 本人確認書類 ★戸籍の附票の場合は(1)、(2)の中から1点又は、(3)その他 から2点

(1) いずれか1点	(2) イから2点又は、イトロから1点ずつ	本人確認票
☐運転免許証 ☐旅券 ☐住基カードB(写真入) ☐在留カード ☐身体障害者手帳 ☐個人番号カード(番号は控えないこと) ☐国又は地方公共団体発行免許証等 ☐国又は地方公共団体発行身分証明書(写真添付) ☐運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のもの)	イ ※上段は番号を控えないこと ☐健康保険証 ☐後期高齢保険証 ☐年金手帳 ☐年金証書 ☐各種医療受給者証 ☐介護保険証 ☐住基カードA ( )	☐ ☐学生証、法人発行身分証明書(写真有) ☐国又は地方公共団体発行資格証明書(写真有) (3)その他(附票の請求のみ) 2点 ☐診察券 ☐クレジットカード
* 権限確認書類		受付 作成 レジ
☐委任状 ☐登記事項証明書 ☐戸籍謄本 ☐資格証明書 ☐社員証 ☐その他( )		

☆本人確認を実施しておりますので、あらかじめ本人確認資料をご用意ください。  
 ☆偽りその他の不正な手段により交付を受けたときは過料に処せられる場合があります。

(表面から引き続き)

本籍	筆頭者	種別	通数
岡山県笠岡市		戸籍・除籍・平改・昭改・附票	全部(謄本) 一部(抄本)
岡山県笠岡市		戸籍・除籍・平改・昭改・附票	全部(謄本) 一部(抄本)
岡山県笠岡市		戸籍・除籍・平改・昭改・附票	全部(謄本) 一部(抄本)
岡山県笠岡市		戸籍・除籍・平改・昭改・附票	全部(謄本) 一部(抄本)
岡山県笠岡市		戸籍・除籍・平改・昭改・附票	全部(謄本) 一部(抄本)
岡山県笠岡市		戸籍・除籍・平改・昭改・附票	全部(謄本) 一部(抄本)
岡山県笠岡市		戸籍・除籍・平改・昭改・附票	全部(謄本) 一部(抄本)
岡山県笠岡市		戸籍・除籍・平改・昭改・附票	全部(謄本) 一部(抄本)
岡山県笠岡市		戸籍・除籍・平改・昭改・附票	全部(謄本) 一部(抄本)
岡山県笠岡市		戸籍・除籍・平改・昭改・附票	全部(謄本) 一部(抄本)
岡山県笠岡市		戸籍・除籍・平改・昭改・附票	全部(謄本) 一部(抄本)

## 請求上の注意

- 戸籍に記載されている方、その配偶者、直系の親族(父母、祖父母、子、孫など)の方は請求できます。  
※ 直系の親族には姻族(配偶者の親など)は含みませんのでご注意ください。
- 上記以外の方(他人の戸籍を請求する方)は、次の理由のいずれかに該当する場合のみ請求することができます。下記の点について具体的にお書きください。
  - (1) 自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合
    - ①権利義務の発生原因②権利義務の内容③戸籍の記載事項の確認を必要とする理由
  - (2) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合
    - ①提出先の国又は地方公共団体の機関の名称②提出を必要とする理由
  - (3) 前に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合
    - ①戸籍の記載事項の利用の目的②戸籍の記載事項の利用方法③戸籍の記載事項の利用を必要とする理由
- 必要な内容が一通の証明書だけでは証明できない場合があります。
  - ・不明な場合は事前にどの範囲の証明が必要なのかを提出先へご確認ください。
  - ・戸籍をコンピューター化や様式変更のため作り替えた場合に、作り替える前の戸籍に載っていた方で、作り替えた時点で既に除籍されている方は、新しい戸籍に記載されていませんのでご注意ください。